

東京経済大学における公的研究資金に関する不正防止計画

2016年4月6日 学術研究センター運営委員会決定

東京経済大学は、「東京経済大学における公的研究資金の管理・監査に関する基本方針」に基づき、公的研究資金に関する不正を防止することを目的に、以下の通り、不正防止計画を策定する。

1. 用語の定義

- (1) 「預け金」とは、架空または虚偽の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者にその金額を管理させる行為を言う。
- (2) 「カラ出張」とは、実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせる行為を言う。
- (3) 「カラ謝金」とは、実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせる行為を言う。
- (4) 「品替」とは、実際の取引品目とは異なる虚偽の会計書類(納品書や請求書等)を作成させる行為を言う。

2. 不正使用の様態

(1) 物品に係る不正の事例

- 架空の会計書類を取引業者に作成させ、研究費を所属機関から取引業者に支払わせ、必要な物品の購入時まで預け金として管理させる。
- 預け金でカメラやパソコンを購入させ、中古業者にこれらを転売し、代金を自己の利益のために流用し、あるいは次年度に繰り越す。
- 研究費の使用ルール上、支出対象とならない研究室の移転経費等を捻出するため、品替によって虚偽の会計書類を作成させる。

(2) 旅費に係る不正の事例

- 出張したが用務先には行かず、または出張をとりやめたにも拘わらず用務先に行ったこととして、カラ出張により旅費を受領する。
- 海外出張等に家族を同伴し、航空運賃に家族の旅費を上乗せして請求し、研究費から支出させる。
- 他機関から旅費の支給を受けているにも拘わらず、所属先に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受け取る。

(3) 人件費・謝金に係る不正の事例

- 出勤簿や日報を捏造、改ざんすることなどによって、研究補助者給与の虚偽請求や水増し請求を行う。
- 勤務の実体がないにも拘わらず、研究補助者等の勤務表に勤務したこととしてカラ謝金を支給する。
- 研究補助者等に支払う謝金の勤務時間表を実際より多い勤務時間で出勤簿に記入して水増し請求を行う。

- 実際には行っていないインタビュー等を行ったこととしてカラ謝金を支給する。
- (4) その他の不正の事例
- 研究機器の修理や翻訳等の役務を実施したことにして、その報酬を架空請求し、研究費を別の用途に流用する。
3. 不正の発生原因
- (1) 物品に係る不正の発生原因
- 物品の発注・検収を研究者任せにし、取引業者と研究者が癒着しやすい環境を作りあげていること。
 - 取引業者に対して適正取引に関するルールが徹底周知されていないこと。
 - 単年度予算のルールについての誤った思い込みがあること。
- (2) 旅費に係る不正の発生原因
- 出張したことを証明する資料の提出義務が徹底周知されていないこと。
 - 出張事実の確認不足により、出張旅費の水増し請求が見逃されること。
- (3) 人件費・謝金に係る不正の発生原因
- 研究補助者等の勤務管理を研究者任せにし、大学の管理部門が勤務事態を把握していないこと。
 - 専門的知識の提供等はその実態を把握することが困難であること。
- (4) その他の不正の発生原因
- 成果物のない役務の提供については、その検収が不十分になること。
- (5) 一般的な不正の発生原因
- 公的研究資金に対する研究者の研究者倫理、規範意識が薄弱なこと。
4. 不正の防止計画
- (1) 物品に係る不正の防止計画
- 物品等の発注は定められた権限の範囲内で行うよう学内ルールを明確化する。
 - 納品物等は大学の管理部門において全品現物検収し、帳票類との照合を行う。
 - 取引業者との癒着を防止するため、取引業者に対し、本学関係規定等の遵守および監査、調査等への協力などを記載した誓約書の提出を求める。
 - 不正に加担した取引業者に対しては取引停止期間を明示した処分方針を策定し、ウェブサイト上に公開し、周知徹底を図る。
- (2) 旅費に係る不正の防止計画
- 研究者に用務先、用務内容等を明確にした出張計画の提出を義務づけ、出張終了後、速やかに、出張事実がわかる補助資料を添付した出張報告書を提出させる。
 - 提出された資料を基に、出張の実態を大学の管理部門で把握・管理できる体制を構築する。
- (3) 人件費に係る不正の防止計画
- 雇用された研究補助者等が直接、大学の管理部門に勤務表を提出することとする。

- 提出された勤務表を基に全件面接を実施し、業務内容・勤務時間等の確認を行う。
 - 謝金については、提供された成果の詳細を報告することとし、支払いは役務提供者本人名義の口座への銀行振込とする。
- (4) その他の不正の防止計画
- 役務の提供も検収の対象とし、その成果物や詳細な業務報告書を提出させる。
- (5) 一般的な不正の防止計画
- 公的研究資金に関わる全ての構成員(研究者及び事務職員)が参加するコンプライアンス研修会を定期的実施する。
 - 本学及び配分機関の規則等を遵守し、公的研究資金の不正使用をしないことについての誓約書を、公的研究資金に関わる全ての構成員から提出させる。

以 上